

この町であなたに寄り添いたい

特定非営利活動法人

だんだんの樹 定款

平成13年3月19日作成

- ・ 平成13年 7月27日施行
- ・ 平成14年11月28日変更(第2条 主たる事務所)
- ・ 平成17年 9月 1日変更(第2条 主たる事務所)
- ・ 平成18年12月14日変更(第5条 事業の種類)
- ・ 平成26年 1月20日変更(第5条 事業の種類)
- ・ 平成29年 9月 9日変更(第52条 公告の方法)
- ・ 令和元年12月11日変更(第23条 総会の開催)
- ・ 令和3年10月 1日変更(第13条 役員定数)
- ・ 令和5年 4月28日変更(第5条 事業の種類)
- ・ 令和6年10月 1日変更(第2条 主たる事務所)
- ・ 令和 年 月 日変更(第5条 事業の種類、第6条 会員)

特定非営利活動法人 **だんだんの樹** 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 **だんだんの樹** と称す。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を神奈川県横浜市泉区に置く。

(目的)

第3条 この法人は住民の相互扶助の理念に基づき、高齢要介護者とその家族に対し、要介護者の介護と介護家族の生活の保全に関する事業を行なうと共に、地域の中で高齢者に限らず身障者、そして「助けて」の声をあげた人に応えるため常に新しい知識、情報を提供できるべく自らの資質の向上に努め、ボランティアだからできる「私が生きてきた私の町」の福祉に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行なう。

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業及び介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域支援事業
- (3) 福祉サービス事業・ボランティア活動
- (4) 道路運送法に基づく福祉有償運送

第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し積極的な活動を通して協力する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の活動に賛助協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受けたとき、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しないものとする。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員の中に、それぞれの役員のその配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ決めた順序によってその業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること

(任期等)

- 第16条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期はそれぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任または解任、職務及び報酬
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 借入金(その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。
第47条において同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から総会の目的を記載した
書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集したとき

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第25条 総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(総会での表決権等)

第28条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権については平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産

（構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（管理）

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわれなければならない。

（事業年度）

第41条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第43条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(収支予算の変更)

- 第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は神奈川県に帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人には、この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及びその他の職員の任免は理事長が行なう。

(組織及び運営)

第 5 5 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 0 章 雑則

(細則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 1 4 年 9 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 1 条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成 1 4 年 6 月 3 0 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 4 2 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金なし

(2) 正会員 月会費 3 0 0 円

(3) 準会員 年会費 一口 1 , 0 0 0 円

(4) 賛助会員 年会費 一口 1 , 0 0 0 円

別表 設立当初の役員

役 名	氏 名
理事長	野村 節
理 事	服部 恵津子
理 事	須藤 わか子
理 事	土屋 早 苗
監 事	保母 満 子
監 事	近藤 奈都子

付則

この定款は平成13年 7月27日から施行する。

付則

この定款は平成14年11月28日から施行する。

付則

この定款は平成17年 9月 1日から施行する。

付則

この定款は平成18年12月14日から施行する。

付則

この定款は平成26年 1月20日から施行する。

付則

この定款は平成29年 9月 9日から施行する。

付則

この定款は令和 元 年12月11日から施行する。

付則

この定款は令和 3 年10月 1日から施行する。

付則

この定款は令和 5 年 4月28日から施行する。

付則

この定款は令和 6 年10月 1日から施行する。

付則

この定款は令和 年 月 日から施行する。

2025 年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 だんだんの樹

1 事業活動方針

高齢者介護を取り巻く状況が大きく変更していく中でも、だんだんの樹として、地域を支え続けていくために、法人組織全体として、安定的・持続的に事業運営していける体制をつくる。

(中期経営計画 3年間で目指すこと、実施すること)

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業及び介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業

ア、居宅介護支援事業（ケアマネ）

- ・内 容 介護保険認定者のケアプラン作成等
- ・日 時 年末年始を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 要支援 1・2 及び要介護者 1～5 の認定を受けた者 延べ人数 1,300 人
- ・支出見込額 13,380,000 円

イ、居宅介護サービス事業（訪問介護）

- ・内 容 個人の居宅を訪問しサービス（身体介護、生活援助等）を提供
- ・日 時 年末年始・夏季休暇を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 27 人
- ・受益対象者 要介護者 1～5 の認定を受けた者 延べ人数 370 人
- ・支出見込額 14,716,000 円

ウ、地域密着型サービス事業（小規模多機能）

- ・内 容 通い・泊まり・訪問を組み合わせる 24 時間 365 日サポート
- ・日 時 各登録者のケアプランにより 24 時間 365 日
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 21 人
- ・受益対象者 介護保険認定者で当事業所に登録契約した者 延べ人数 300 人
- ・支出見込額 65,733,000 円

エ、介護予防サービス事業（横浜市訪問介護相当サービス）

- ・内 容 個人の居宅を訪問しサービス（生活援助等）を提供
- ・日 時 年末年始・夏季休暇を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 27 人（訪問介護と兼務）
- ・受益対象者 要支援者 1・2 の認定を受けた者 延べ人数 350 人
- ・支出見込額 5,767,000 円

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域支援事業

- ・内 容 居宅を訪問しての居宅介護及び視覚障害者への同行援護等
- ・日 時 年末年始・夏季休暇を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 27 人（訪問介護と兼務）
- ・受益対象者 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者 延べ人数 230 人
- ・支出見込額 8,503,000 円

③ 福祉サービス事業・ボランティア活動

- ・内 容 介護予防・健康作り及び地域高齢者の生きがい作り事業
- ・日 時 年末年始・夏季休暇・祝祭日を除く月～土曜日 9：30～15：30
- ・場 所 横浜市泉区
- ・従事者人員 4 人（その他地域のボランティアさん）
- ・受益対象者 要支援者及び地域の方どなたでも 延べ人数 7,000 人
- ・支出見込額 10,317,000 円

④ 道路運送法に基づく福祉有償運送

- ・内 容 障害を持った方の移送サービス
- ・日 時 ケアプランに沿った活動
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 7 人
- ・受益対象者 登録者 延べ人数 80 人
- ・支出見込額 847,000 円

2026 年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 だんだんの樹

1 事業活動方針

高齢者介護を取り巻く状況が大きく変更していく中でも、だんだんの樹として、地域を支え続けていくために、法人組織全体として、安定的・持続的に事業運営していける体制をつくる。

(中期経営計画 3 年間で目指すこと、実施すること)

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業及び介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業

ア、居宅介護支援事業（ケアマネ）

- ・内 容 介護保険認定者のケアプラン作成等
- ・日 時 年末年始を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 要支援 1・2 及び要介護者 1～5 の認定を受けた者 延べ人数 1,350 人
- ・支出見込額 13,498,000 円

イ、居宅介護サービス事業（訪問介護）

- ・内 容 個人の居宅を訪問しサービス（身体介護、生活援助等）を提供
- ・日 時 年末年始・夏季休暇を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 25 人
- ・受益対象者 要介護者 1～5 の認定を受けた者 延べ人数 370 人
- ・支出見込額 14,834,000 円

ウ、地域密着型サービス事業（小規模多機能）

- ・内 容 通い・泊まり・訪問を組み合わせる 24 時間 365 日サポート
- ・日 時 各登録者のケアプランにより 24 時間 365 日
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 20 人
- ・受益対象者 介護保険認定者で当事業所に登録契約した者 延べ人数 300 人
- ・支出見込額 66,215,000 円

エ、介護予防サービス事業（横浜市訪問介護相当サービス）

- ・内 容 個人の居宅を訪問しサービス（生活援助等）を提供
- ・日 時 年末年始・夏季休暇を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 25 人（訪問介護と兼務）
- ・受益対象者 要支援者 1・2 の認定を受けた者 延べ人数 350 人
- ・支出見込額 5,821,000 円

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域支援事業

- ・内 容 居宅を訪問しての居宅介護及び視覚障害者への同行援護等
- ・日 時 年末年始・夏季休暇を除く月～金曜日の 8：30～17：30
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 25 人（訪問介護と兼務）
- ・受益対象者 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者 延べ人数 230 人
- ・支出見込額 8,582,000 円

③ 福祉サービス事業・ボランティア活動

- ・内 容 介護予防・健康作り及び地域高齢者の生きがい作り事業
- ・日 時 年末年始・夏季休暇・祝祭日を除く月～土曜日 9：30～15：30
- ・場 所 横浜市泉区
- ・従事者人員 4 人（その他地域のボランティアさん）
- ・受益対象者 要支援者及び地域の方どなたでも 延べ人数 7,000 人
- ・支出見込額 10,372,000 円

④ 道路運送法に基づく福祉有償運送

- ・内 容 障害を持った方の移送サービス
- ・日 時 ケアプランに沿った活動
- ・場 所 横浜市泉区・戸塚区
- ・従事者人員 7 人
- ・受益対象者 登録者 延べ人数 80 人
- ・支出見込額 853,000 円

2025年度活動予算書
令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

特定非営利活動法人 だんだんの樹
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	140,000	300,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400,000	400,000	
3. 受取助成金補助金等			
泉区社会福祉協議会助成金	420,000		
中川地区社協助成金	10,000		
共同募金助成金	100,000	530,000	
4. 事業収益			
小規模多機能事業	77,760,000		
訪問介護事業	17,320,000		
横浜市訪問介護相当サービス事業	7,278,000		
居宅介護支援事業	17,489,000		
障害者支援事業	13,407,000		
福祉有償運送事業	300,000		
福祉サービス事業・ボランティア活動	6,450,000		
横浜市介護予防補助事業	3,000,000	143,004,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			144,234,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	85,589,000		
法定福利費	8,664,000		
通勤費(旅費交通費)	1,050,000		
福利厚生費	2,200,000	97,503,000	
(2)その他経費			
研修費	200,000		
旅費交通費	200,000		
イベント費	60,000		
通信費	900,000		
水道光熱費	2,000,000		
消耗品費	1,500,000		
修繕費	1,500,000		
保険料	500,000		
会議費	70,000		
車両費	1,000,000		
租税公課	55,000		
交際接待費	50,000		
介護娯楽費	80,000		
地代家賃	9,300,000		
リース料	425,000		
支払手数料	300,000		
支払利息	80,000		
諸会費	20,000		
新聞図書費	20,000		
食材費	3,000,000		
雑費	500,000	21,760,000	119,263,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	6,600,000		
給料手当	6,498,000		
法定福利費	1,441,000		
通勤費(旅費交通費)	34,000		
福利厚生費	300,000	14,873,000	
(2)その他経費			
通信費	100,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	200,000		
会議費	7,000		
交際接待費	66,000		
介護娯楽費	0		
新聞図書費	7,000		
寄附金	1,000		
減価償却費	4,200,000		
保険料	500,000		
車両費	7,000		
諸会費	20,000		
租税公課	1,000		
支払手数料	1,500,000		
支払利息	23,000		
雑費	30,000	6,662,000	21,535,000
経常費用計			140,798,000
当期経常増減額			3,436,000
法人税、住民税及び事業税			1,315,000
当期正味財産増減額			2,121,000
前期繰越正味財産額			51,438,562
次期繰越正味財産額			53,559,562

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日・2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています

2026年度活動予算書
令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

特定非営利活動法人 だんだんの樹
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	140,000	300,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400,000	400,000	
3. 受取助成金補助金等			
泉区社会福祉協議会助成金	420,000		
中川地区社協助成金	10,000		
共同募金助成金	100,000	530,000	
4. 事業収益			
小規模多機能事業	77,760,000		
訪問介護事業	17,320,000		
横浜市訪問介護相当サービス事業	7,278,000		
居宅介護支援事業	20,252,000		
障害者支援事業	13,407,000		
福祉有償運送事業	300,000		
福祉サービス事業・ボランティア活動	6,450,000		
横浜市介護予防補助事業	3,000,000	145,767,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			146,997,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	86,513,000		
法定福利費	8,652,000		
通勤費(旅費交通費)	1,050,000		
福利厚生費	2,200,000	98,415,000	
(2)その他経費			
研修費	200,000		
旅費交通費	200,000		
イベント費	60,000		
通信費	900,000		
水道光熱費	2,000,000		
消耗品費	1,500,000		
修繕費	1,500,000		
保険料	500,000		
会議費	70,000		
車両費	1,000,000		
租税公課	55,000		
交際接待費	50,000		
介護娯楽費	80,000		
地代家賃	9,300,000		
リース料	425,000		
支払手数料	300,000		
支払利息	80,000		
諸会費	20,000		
新聞図書費	20,000		
食材費	3,000,000		
雑費	500,000	21,760,000	120,175,000
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	6,600,000		
給料手当	6,498,000		
法定福利費	1,441,000		
通勤費(旅費交通費)	34,000		
福利厚生費	300,000	14,873,000	
(2)その他経費			
通信費	100,000		
旅費交通費	0		
消耗品費	200,000		
会議費	7,000		
交際接待費	66,000		
介護娯楽費	0		
新聞図書費	7,000		
寄附金	1,000		
減価償却費	4,200,000		
保険料	500,000		
車両費	7,000		
諸会費	20,000		
租税公課	1,000		
支払手数料	1,500,000		
支払利息	23,000		
雑費	30,000	6,662,000	21,535,000
経常費用計			141,710,000
当期経常増減額			5,287,000
法人税、住民税及び事業税			2,010,000
当期正味財産増減額			3,277,000
前期繰越正味財産額			53,559,562
次期繰越正味財産額			56,836,562

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日・2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています